

平成 14 年 6 月 27 日

# 株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京瓦斯株式会社

取締役社長 上原英治

## 第 202 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の第 202 回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

**報 告 事 項** 第 202 期 (平成<sup>13</sup>年 4 月 1 日から平成<sup>14</sup>年 3 月 31 日まで) 営業報告書・貸借対照表および損益計算書報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告しました。

### 決 議 事 項

**第 1 号議案** 第 202 期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は 1 株につき 3 円と決定しました。

**第 2 号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、変更の内容は次のとおりであります。

(1) 事業目的の追加

今後の事業展開に備えるとともに、当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加しました。

(2) 商法改正に伴う変更

・「商法等の一部を改正する等の法律」

(平成13年法律第79号) が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設等がなされるとともに、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」が廃止されたことに伴い、関連する規定の削除・新設および語句の修正など所要の変更を行いました。

- ・「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号) が平成14年4月1日に施行され、新株予約権の導入、株式関係書類について電磁的方法による記録が認められたことに伴い、関連する規定の語句の追加など所要の変更を行いました。

- ・「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号) が平成14年5月1日施行されたことに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役ならびに監査役の責任を法令に定める範囲内で免除する規定を新設しました。

### (3) 取締役の定員・任期の変更等

経営環境の変化に対応できるスリムで迅速な経営体制を構築するため、取締役の定員の大幅削減と任期短縮および代表取締役等についての規定の変更を行いました。

## 第3号議案 自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、商法第210条の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時ま

でに、当社普通株式6,000万株，取得価額の総額200億円を限度として取得することとしました。

**第4号議案** 取締役11名選任の件

本件は，安西邦夫・上原英治・市野紀生・大堀文男・小林剛也・石黒正大・鳥原光憲・草野成郎および横内 稔の9氏が再選，茂木友三郎および井上幸彦の両氏が新たに選任され，それぞれ就任しました。

**第5号議案** 監査役2名選任の件

本件は，秋元壯一郎および根本和夫の両氏が新たに選任され，それぞれ就任しました。

**第6号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は，退任取締役山口靖之・伊藤春野・高砂智之・秋元壯一郎・田熊典敬・伊藤 亨・西脇英夫・大野省三・井村義人・浦野浩・久野武男・石川赳夫・桜井 正・膳場忠・前田忠昭・植村家顯・國富 隆・徳本恒徳・今沢時雄の各氏および退任監査役小川明良・佐藤昌之の両氏に対し，在任中の功労に報いるため，当社の定める基準に従って退職慰労金を贈呈することとし，その金額，時期，方法等は，退任取締役については取締役会に，退任監査役については監査役の協議に一任することに決定しました。

**第7号議案** 取締役の報酬額改定の件

本件は，取締役の報酬額を月額4,000万円以内に改定することに決定しました。

以 上

おって、株主総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役会長に安西邦夫、代表取締役社長に上原英治、代表取締役に市野紀生および大堀文男の各氏が選任され、それぞれ就任しました。

また、監査役の互選により、常勤監査役に秋元壯一郎・小笠原 繁および虎頭健四郎の各氏が選任され、それぞれ就任しました。